様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　０４０２０２４７９０８

産業廃棄物処分業許可証

住　所　福岡市博多区博多駅南三丁目２番６－２０２号

氏　名　株式会社アテナブルー
代表取締役　衛藤　智晃

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

福岡県知事　服部　誠太郎

許可の年月日　令和　８年　１０月　９日

許可の有効年月日　令和　１３年　１０月　８日

１．事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）

中間処理（選別）：廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上３品目については、自動車等破砕物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類　以上８品目

以下余白

２．事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、施設場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

選別施設：設置場所　福岡県うきは市浮羽町山北字北原７８３番９３
設置年月日　令和８年５月１日
処理能力　６２．４ｔ／日（８時間）

以下余白

３．許可の条件

（１）中間処理（選別）に係る産業廃棄物の保管数量は、次のとおりとすること。

ア　処理前産業廃棄物は、１７５㎥以下とすること。

イ　処理後産業廃棄物（木くず、がれき類、混合廃棄物（廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず））は、それぞれ２０．７㎥以下とすること。

ウ　処理後産業廃棄物（混合廃棄物（廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、ゴムくず、がれき類））は、１９．９㎥以下とすること。

エ　処理後産業廃棄物（ガラスくず等（廃石膏ボードに限る。）、ふるい下残さ）は、それぞれ６．９㎥以下とすること。

以下余白

４．許可の更新又は変更の状況

なし

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　（有）・無

※更新手続については、有効期間満了日の６０日前までに必ず管轄の北筑後保健福祉環境事務所で行ってください。